

(第100号議案)

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
第1条 (略) (給料の額)	第1条 (略) (給料の額)																
第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。	第2条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。																
<table><tr><td>区長</td><td>1, 245, 600円</td></tr><tr><td>副区長</td><td>999, 900円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>876, 400円</td></tr><tr><td>常勤の監査委員</td><td>804, 300円</td></tr></table>	区長	1, 245, 600円	副区長	999, 900円	教育長	876, 400円	常勤の監査委員	804, 300円	<table><tr><td>区長</td><td>1, 245, 600円</td></tr><tr><td>副区長</td><td>999, 900円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>876, 400円</td></tr><tr><td>常勤の監査委員</td><td>804, 300円</td></tr></table>	区長	1, 245, 600円	副区長	999, 900円	教育長	876, 400円	常勤の監査委員	804, 300円
区長	1, 245, 600円																
副区長	999, 900円																
教育長	876, 400円																
常勤の監査委員	804, 300円																
区長	1, 245, 600円																
副区長	999, 900円																
教育長	876, 400円																
常勤の監査委員	804, 300円																
第3条 (略) (その他の給与)	第3条 (略) (その他の給与)																
第4条 中野区長等に対しては、給料及び旅費のほか、別に定めるものを除き、通勤手当及び期末手当を支給することができる。	第4条 中野区長等に対しては、給料及び旅費のほか、別に定めるものを除き、通勤手当及び期末手当を支給することができる。																
第5条 (略) 附 則	第5条 (略) 附 則																
1～21 (略)	1～21 (略)																
22 <u>第2条の規定にかかわらず、区長及び副区長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により区長が定めた区長の職務を代理する副区長の順序が第1順位の副区長に限る。)の平成29年1月分から同年3月分までの給料月額は、第2条に定める区長及び副区長の給料月額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とする。</u>																	
23 <u>前項の規定は、第4条に規定する期末手当については、適用しない。</u>																	
別表 (略) 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	別表 (略)																